

# 茨木市病児保育事業利用のご案内

【問い合わせ先】 茨木市こども育成部保育幼稚園事業課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

直通 620-1638

この案内は、児童が病気の回復期にいたっていないが、症状の急変など入院治療の必要がない場合で、保護者の方が就労等で児童を保育することが難しい場合に、その児童を適切な処遇ができる施設(病児保育室)において一時的にお預かりする事業について記載しています。

内容をよく確認し、利用してください。

※どのような病気・症状で利用できるかについては「1.利用できる症状について」(P.2)をご覧ください。



## 目次

- 1. 利用できる症状について……………2頁
- 2. 利用要件について……………2頁
- 3. 利用の登録と利用時の注意事項について……………2頁
- 4. 利用料金について……………3頁
- 5. 各病児保育室の概要……………3頁
- 6. 病児保育室利用の流れ 済生会茨木病院「ひなたぼっこ」の場合……………4頁
- 7. 病児保育室利用の流れ 篠永医院「さうだーで」の場合……………6頁
- 8. ご家庭から持参していただくもの……………7頁

## 添付書類一覧

- (1) 茨木市病児保育利用申込書・茨木市病児保育意見書(ひなたぼっこ用)
- (2) 茨木市病児保育利用申込書・茨木市病児保育意見書(さうだーで用)
- (3) 就労証明書、内職証明書、病気・介護(看護)証明書
- (4) 茨木市訪問型病児・病後児保育利用料金補助制度のご紹介

病児保育事業についてのホームページはこちら



- ・各種様式のダウンロード
- ・各施設の様子 等

# 1. 利用できる症状について

児童が日ごろかかる病気など

（例：風邪、消化不良症（頻繁におこる下痢、嘔吐）、感染症（インフルエンザ、水痘（水ぼうそう）など）、骨折、外傷

※上記の病気でも、隔離等の都合上利用できないことがあります。

# 2. 利用要件について

以下の利用要件のいずれかに該当する茨木市民が、病児保育事業を利用できます。

また、要件の確認のため、保護者それぞれの、保育の必要性を証明する書類等（以下、「就労証明書」等といいます）を提出してください。

※すでに保育幼稚園事業課に病児保育事業利用年度分の「就労証明書」等を提出済みの場合は、改めて提出する必要はありません。

- ①居宅内外で、月 64 時間以上労働することを常態としていること
- ②妊娠中または出産後間がないこと（産前6週（多胎出産の場合は 14 週）のかかる月初めから産後8週を経過する日の属する月の末日まで）
- ③疾病もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること
- ④同居または別居の親族（長期期間入院等をしている親族を含む）を月 64 時間以上介護または看護することを常態としていること
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること
- ⑥月 64 時間以上就学することを常態としていること

# 3. 利用の登録と利用時の注意事項について

## 【利用の登録について】

- ・登録は、年度ごとに必要です。
- ・右図の二次元コードまたは以下の URL よりご登録ください。  
登録フォーム URL【[https://logoform.jp/form/2Qoq/byoujihoiku\\_R6](https://logoform.jp/form/2Qoq/byoujihoiku_R6)】



## 【利用時の注意事項】

- ・利用は、予約が必要です。利用希望日の前開室日までに各施設に予約してください。  
※月曜日の予約は、前週土曜日の午前9時から正午まで受付をしています。
- ・病児保育室を利用する児童の隔離等の都合により、予約を受け付けられない場合があります。
- ・各病児保育室の利用時間を厳守していただき、お迎えの時間に遅れることのないようお願いいたします。
- ・利用の予約をキャンセルする場合は、必ず予約した病児保育室にご連絡ください。  
連絡なしのキャンセルが増えているため、必ずご連絡していただくようご協力ください。

## 4. 利用料金について

	1日あたりの利用料金
(A) B・C以外の世帯	2,000円
(B) 市民税非課税世帯	1,000円
(C) 生活保護世帯等	無料

・4月～8月の利用料金は「前年度市民税額」、9月～3月の利用料金は「当該年度市民税額」によって決定します。

市民税額	令和5年度市民税所得割額 (令和4年1月～12月の収入分)	令和6年度市民税所得割額 (令和5年1月～12月の収入分)
利用料金	令和6年4月分～8月分	令和6年9月分～令和7年3月分

※令和6年度の場合

- ・(B)世帯に該当する方で、利用料金算定対象年度において、茨木市外に住民登録されていた場合は、非課税証明書等のコピーをご提出ください。
- ・(C)世帯に該当する方は、生活保護証明書等(受給者証でも可)をご提出ください。茨木市在住で市民税を申告済みの方や、市外に住民票があった方で保育所等利用申込みのため既に提出済みの場合は不要です。

## 5. 各病児保育室の概要(詳細は4～6ページをご覧ください)

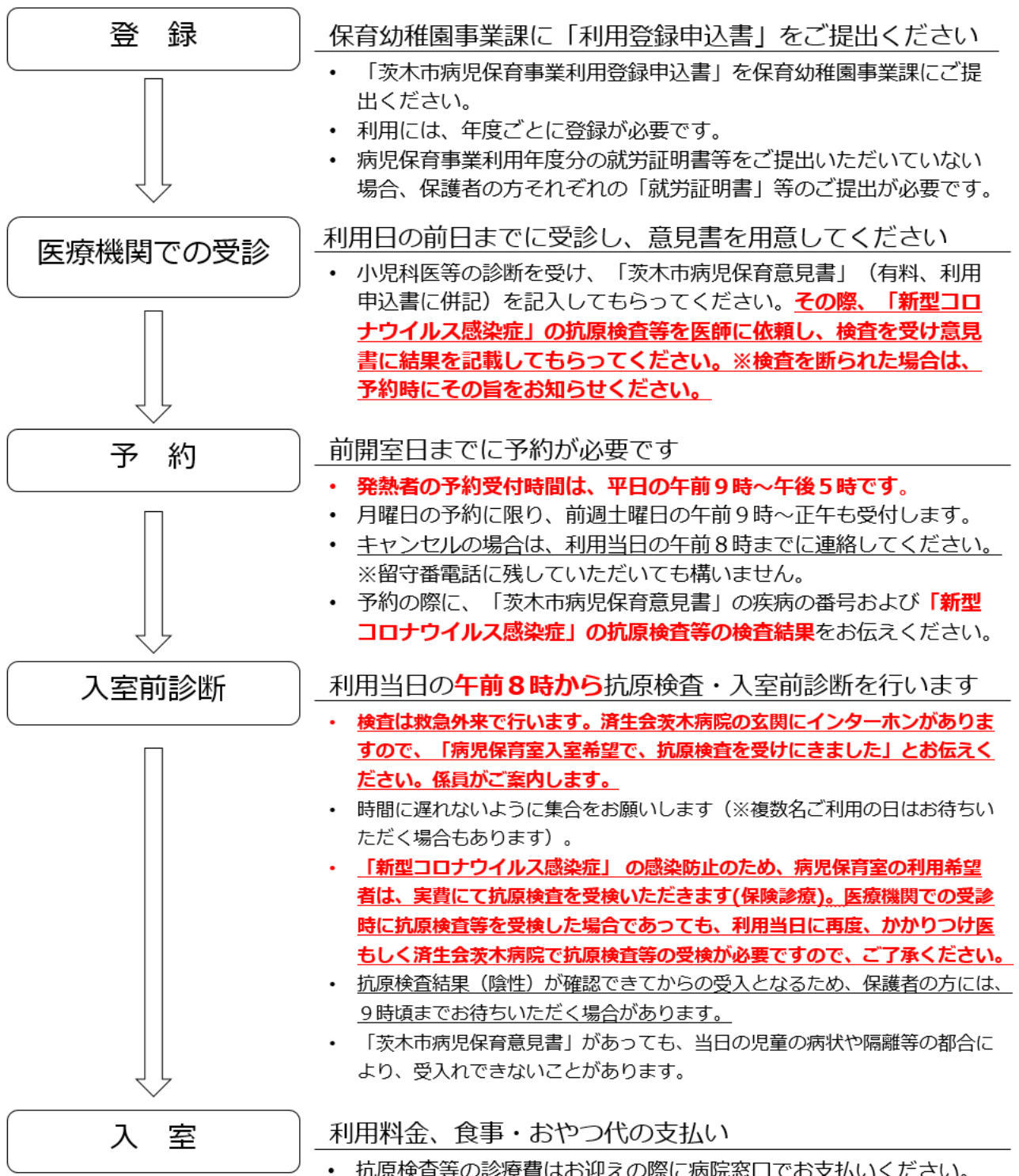
	済生会茨木病院附属 病児保育室ひなたぼっこ	篠永医院附属 病児保育室さうだーで
住所	茨木市上穂積1-2-27 済生会茨木医療福祉センター1階	茨木市真砂1-2-36
電話番号	072-621-4657	072-633-5397
利用できる児童	生後6か月から小学校3年生までの児童	離乳食完了(約1歳6か月)から小学校3年生までの児童
利用可能日	月曜日から金曜日(祝日、12月29日～翌年1月3日を除く)	
利用可能時間	午前8時30分～午後6時 (午前8時30分から順次入室前診断後入室 ※1)	
利用期間	1回につき、連続して7日以内(休業日は利用できません)	
定員	1日につき最大6人	
利用料金以外の実費負担	食事・おやつ代(500円)※2	おやつ代(300円) ※お弁当を持参してください

※1 入室時、症状により医師の診察に時間がかかる場合があります。

※2 アレルギー等の症状がある等の理由でお弁当持参の方は、食事・おやつ代は不要です。

## 6. 病児保育室利用の流れ 済生会茨木病院「ひなたぼっこ」の場合

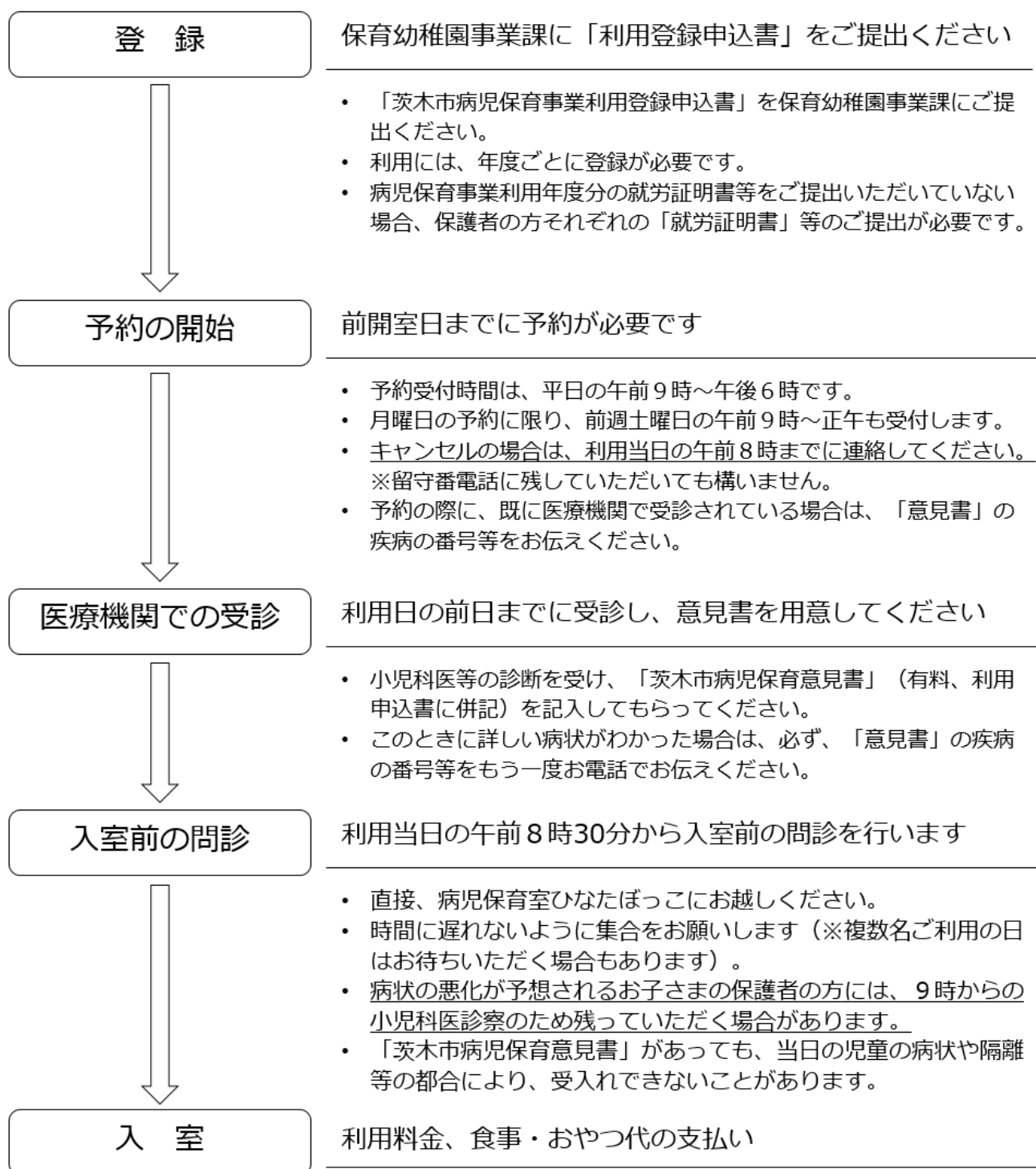
疾病による発熱、咽頭痛、咳等の風邪症状がある場合



### 【留意事項】

- ※ 病児保育は治療行為ではありません。**抗原検査を行う場合も薬剤の処方等はいりません。**
- ※ 処方されたお薬を持参してください。
- ※ お子さまの病状が急変した場合は、ただちに保護者の方に連絡させていただき、お迎えをお願いする場合があります。
- ※ きわめて緊急性が高いと判断した場合は、医療行為を行います。その際は診療費が別途必要です。
- ※ 利用当日や連絡なしのキャンセルのために、利用できない方が増えています。キャンセルされる場合は、必ず施設へのご連絡をお願いします。
- ※ 感染対策には細心の注意を払っておりますが、病児保育室内で他の疾病に感染する等のケースは、病児保育事業の性質上、完全に防ぐことはできません。ご理解のうえ、ご利用いただきますようよろしくお願いいたします。

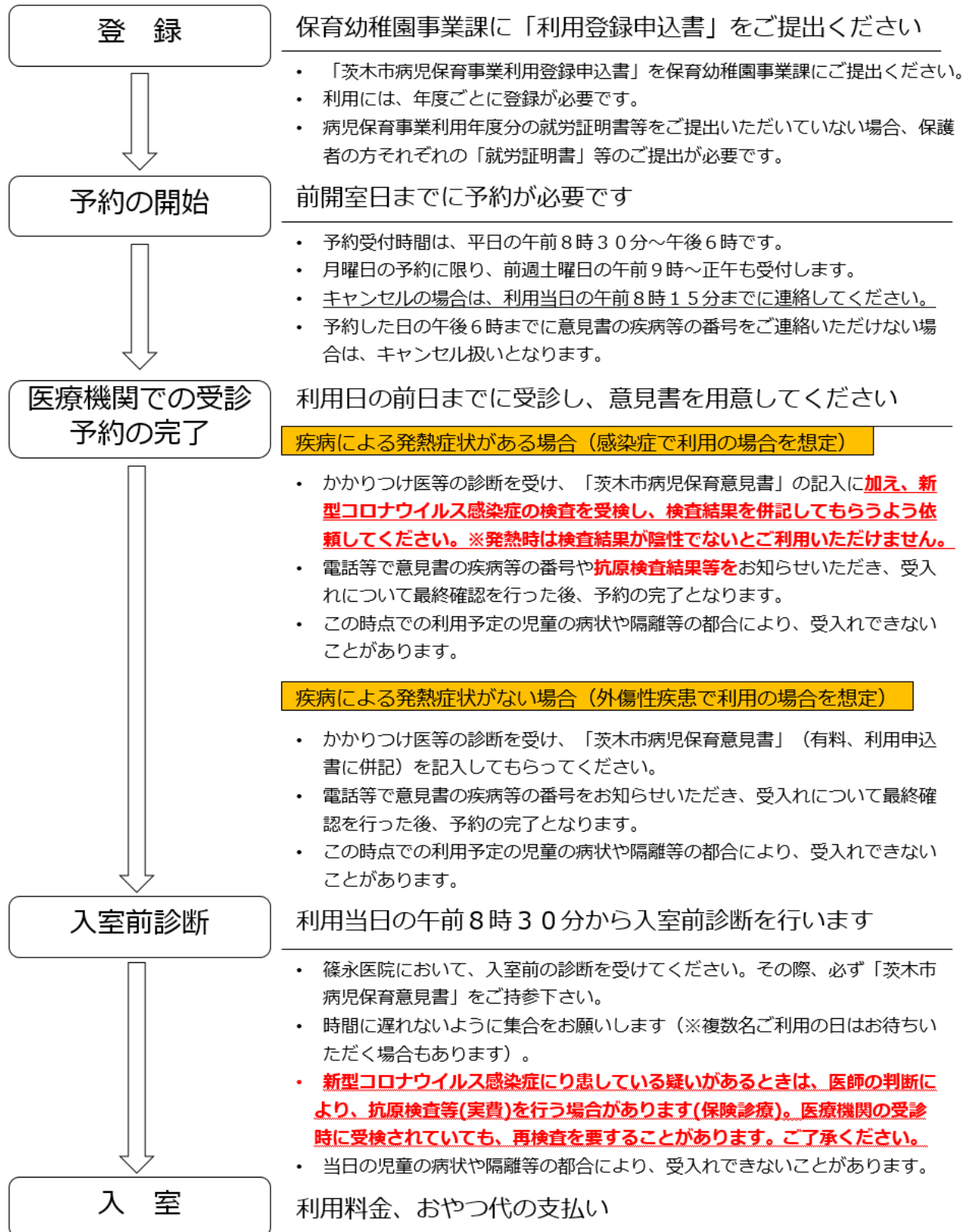
疾病による発熱、咽頭痛、咳等の風邪症状がない場合（外傷など）



【留意事項】

- ※ 病児保育は治療行為ではありません。
- ※ 処方されたお薬を持参してください。
- ※ 入室後、済生会茨木病院の小児科医が病児保育室でお子さまの診察を行います。
- ※ お子さまの病状が急変した場合は、ただちに保護者の方に連絡させていただき、お迎えをお願いする場合があります。
- ※ きわめて緊急性が高いと判断した場合は、医療行為を行います。その際は診療費が別途必要です。
- ※ 時間外の診療は、かかりつけ医で受診してください。
- ※ 利用当日や連絡なしのキャンセルのために、利用できない方が増えています。キャンセルされる場合は、必ず施設へのご連絡をお願いします。

## 7. 病児保育室利用の流れ 篠永医院「さうだーで」の場合



### 【留意事項】

- ※ 病児保育は治療行為ではありません。抗原検査を行う場合も薬剤の処方等はいりません。
- ※ 処方されたお薬と、お弁当を持参してください。その他の持ち物は、市ホームページ「病児保育室さうだーで」のページにてご確認ください。
- ※ お子さまの病状が急変した場合は、ただちに保護者の方に連絡させていただき、お迎えをお願いする場合があります。
- ※ きわめて緊急性が高いと判断した場合は、医療行為を行います。その際は診療費が別途必要です。
- ※ 利用当日や連絡なしのキャンセルのために、利用できない方が増えています。キャンセルされる場合は、必ず施設へのご連絡をお願いします。
- ※ 感染対策には細心の注意を払っておりますが、病児保育室内で他の疾病に感染する等のケースは、病児保育事業の性質上、完全に防ぐことはできません。ご理解のうえ、ご利用いただきますようよろしくお願いいたします。

## 8. ご家庭から持参していただくもの

病児保育室をご利用の際は、必要に応じて下記のものをご家庭から持参していただきますようお願いいたします。また、持ち物には、すべてフルネームでお名前を書いていただきますようお願いいたします。

済生会茨木病院附属病児保育室ひなたぼっこをご利用の場合	
共通の持ち物	<input type="checkbox"/> 「茨木市病児保育事業利用申込書」兼「意見書」 <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 保険証の写し <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 現在服用している薬と説明書 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 着替え(2~3枚) <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 下着(2~3枚) <input type="checkbox"/> 靴下 <input type="checkbox"/> パジャマ <input type="checkbox"/> 手ふきタオル(2枚) <input type="checkbox"/> バスタオル(掛け布団として1枚) <input type="checkbox"/> スーパー等の袋(汚れ物入れとして3枚) <input type="checkbox"/> お弁当(アレルギー食が必要な場合) <input type="checkbox"/> コップ <input type="checkbox"/> お箸・スプーン・フォーク
年齢、お子様によって必要とする場合に持参していただくもの	<input type="checkbox"/> 粉ミルク <input type="checkbox"/> 哺乳瓶(3本) <input type="checkbox"/> 愛着品(お昼寝の際いつも手放せないぬいぐるみやタオルおもちゃ等) <input type="checkbox"/> 食事用エプロン <input type="checkbox"/> 紙おむつ(10枚程度) <input type="checkbox"/> おしりふき
<input type="checkbox"/> すべての持ち物に名前を書いた	
篠永医院附属病児保育室さうだーでをご利用の場合	
共通の持ち物	<input type="checkbox"/> 「茨木市病児保育事業利用申込書」兼「意見書」 <input type="checkbox"/> 保険証の写し <input type="checkbox"/> こども医療証 <input type="checkbox"/> 母子手帳(原本でもコピーでも結構です) <input type="checkbox"/> 現在服用している薬と説明書 <input type="checkbox"/> 着替え(2~3枚) <input type="checkbox"/> 下着(2~3枚) <input type="checkbox"/> 靴下 <input type="checkbox"/> パジャマ <input type="checkbox"/> 手ふきタオル(2枚) <input type="checkbox"/> バスタオル(掛け布団として1枚) <input type="checkbox"/> スーパー等の袋(汚れ物入れとして3枚) <input type="checkbox"/> お弁当 <input type="checkbox"/> コップ <input type="checkbox"/> お箸・スプーン・フォーク
年齢、お子様によって必要とする場合に持参していただくもの	<input type="checkbox"/> 愛着品(お昼寝の際いつも手放せないぬいぐるみやタオルおもちゃ等) <input type="checkbox"/> 食事用エプロン <input type="checkbox"/> 紙おむつ(10枚程度) <input type="checkbox"/> おしりふき
<input type="checkbox"/> すべての持ち物に名前を書いた	

※ 持参いただけなかった物品が必要であった場合、実費徴収させていただきます。

※ 汚物は、病児保育室では洗濯できません。

※ 小児科医等の意見書(申込書)を忘れずご持参ください。

※ 症状によっては上記以外に必要な物品をご持参ください。

# 茨木市 訪問型病児・病後児保育利用料補助制度のご紹介

※病児保育室の利用料金はこちらの補助制度の対象ではありません。

お子さんが病気やケガで保育施設や小学校に通えないとき、お仕事などの理由でベビーシッター等による病児・病後児保育サービス（以下「サービス」という。）を利用した場合に、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、その料金の一部を補助します。

## 1 対象

次の(1)～(4)すべてにあてはまる児童が対象です。

- (1) 茨木市に居住していること
- (2) 児童が生後6か月から小学校3年生までであること
- (3) 児童がサービス利用をした日の前後7日以内に医療機関を受診していること。
- (4) 保護者が次のいずれかの理由により、児童の保育が困難であること



- ① 会社や自宅を問わず、月64時間以上労働することを常態としている。
- ② 妊娠中であるかまたは出産後間がない。  
(出産(予定)日から産前6週(多胎児出産の場合は14週間)のかかる月の初めから産後8週を経過する日の属する月の末日まで)
- ③ 疾病もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有している。
- ④ 親族を月64時間以上介護または看護することを常態としている。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
- ⑥ 月64時間以上就学することを常態としている。

※児童の保育が困難である理由を証明する書類(就労証明書等)は、保護者それぞれの提出が必要です。ただし、認可保育所等の利用申込等のために、サービスを利用する期間の就労証明書等をすでに保育幼稚園事業課に提出している場合は、再提出は不要です。

## 2 補助の内容

- (1) 日数 …サービスの利用にかかる1回の発病につき7日まで
- (2) 補助金額…次のAまたはBのいずれか少ない方

A	B
1日の病児保育サービス利用時間合計 (1時間未満切捨て)×1,000円(1日あたり最大10時間まで) ※市町村民税非課税世帯や、生活保護世帯等は×2,000円	サービスの利用に要した費用 (勤務先の福利厚生等や、クーポン券等利用分は、上記費用に含みません)

裏へつづく



(3) 上限 …児童1人につき年間（4月から翌3月までの申請分）4万円（市町村民税非課税世帯や生活保護世帯等は8万円）まで

※入会金、年会費、登録料、交通費その他これらに準ずる費用は補助対象外です。

※月会費に当該月の利用料が含まれる場合は、これを当該月の病児保育サービスの利用に要した費用とみなします。ただし、実際にサービスを利用した場合に限ります。

### 3 対象となる事業者

下記に該当する事業者、NPO法人等の病児・病後児保育サービスが補助の対象です。

- ・公益社団法人 全国保育サービス協会加盟事業者
- ・上記協会が国から委託を受けて実施する

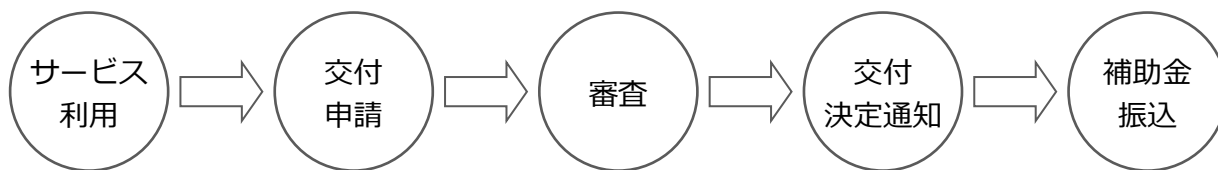
ベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者（二次元コードはコチラ→）

[http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket\\_handling\\_list.htm#area\\_27](http://www.acsa.jp/htm/babysitter/ticket_handling_list.htm#area_27)

各事業者が実施するサービスの内容については、事業者にお問い合わせください。



### 4 サービス利用から補助金交付までの流れ



(1) サービス利用後、提出書類等を、窓口または郵送で保育幼稚園事業課まで提出してください。提出書類等の詳細は当制度の案内冊子または、茨木市のホームページをご確認ください。

《注意》申請期限があります！

申請書はサービスを利用した日から起算して1年以内に提出してください。

(2) 補助の決定、補助金の交付

審査後、補助金交付が決定した方には、「決定通知書」をお送りし、補助金を指定された口座に振り込みます。

詳細は、茨木市 訪問型病児・病後児保育利用料補助制度についての案内冊子または、茨木市のホームページをご参照ください。（二次元コードはこちら→）



茨木市病児保育事業利用申込書

(提出先) 済生会茨木病院附属病児保育室ひなたぼっこ

申込者住所 茨木市

(保護者) 氏名

緊急連絡先

次のとおり病児保育事業の利用を申し込みます。なお、病状急変の場合、保護者の責任のもとで、適切に対応します。

(フリガナ) 【児童名】	平成・令和 年 月 日生 男・女 ( 歳)
保育希望期間	月 日から 月 日までの 日間

病児保育を利用するときは、意見書を医療機関(小児科医等)で記入してもらい、病児保育室ひなたぼっこ受付に提出してください。意見書又は診察の結果、利用できない場合もあります。

【急変時の対応等】

- ・児童の病状が急変した場合は、直ちに保護者に連絡させていただきます。
- ・きわめて緊急性が高いと判断した場合は、医療行為を行います。その際は、診療費が別途必要になります。
- ・時間外の診療はかかりつけ医で受診してください。

様式第3号

茨木市病児保育事業意見書

これより下記は医療機関で記入して下さい。該当する疾病に○をしてください。

疾病等	<table border="0"> <tr> <td>1 インフルエンザ</td> <td>8 突発性発疹</td> <td>15 気管支炎</td> </tr> <tr> <td>2 水痘</td> <td>9 手足口病</td> <td>16 気管支喘息</td> </tr> <tr> <td>3 流行性耳下腺炎</td> <td>10 伝染性紅斑(りんご病)</td> <td>17 喘息性気管支炎</td> </tr> <tr> <td>4 溶連菌感染症</td> <td>11 感冒症候群</td> <td>18 中耳炎・外耳炎</td> </tr> <tr> <td>5 アデノウイルス感染症</td> <td>12 感冒性嘔吐症</td> <td>19 結膜炎</td> </tr> <tr> <td>6 百日咳</td> <td>13 感染性胃腸炎</td> <td>20 膿痂疹</td> </tr> <tr> <td>7 ヘルパンギーナ</td> <td>14 咽頭炎・扁桃炎</td> <td>21 その他( )</td> </tr> </table>	1 インフルエンザ	8 突発性発疹	15 気管支炎	2 水痘	9 手足口病	16 気管支喘息	3 流行性耳下腺炎	10 伝染性紅斑(りんご病)	17 喘息性気管支炎	4 溶連菌感染症	11 感冒症候群	18 中耳炎・外耳炎	5 アデノウイルス感染症	12 感冒性嘔吐症	19 結膜炎	6 百日咳	13 感染性胃腸炎	20 膿痂疹	7 ヘルパンギーナ	14 咽頭炎・扁桃炎	21 その他( )
1 インフルエンザ	8 突発性発疹	15 気管支炎																				
2 水痘	9 手足口病	16 気管支喘息																				
3 流行性耳下腺炎	10 伝染性紅斑(りんご病)	17 喘息性気管支炎																				
4 溶連菌感染症	11 感冒症候群	18 中耳炎・外耳炎																				
5 アデノウイルス感染症	12 感冒性嘔吐症	19 結膜炎																				
6 百日咳	13 感染性胃腸炎	20 膿痂疹																				
7 ヘルパンギーナ	14 咽頭炎・扁桃炎	21 その他( )																				
新型コロナウイルス感染症検査結果(※)	①判定(・陽性 ・陰性) ②検査方法(・抗原検査 ・PCR検査 ・その他)																					
指示事項																						
食 事	<p>*該当項目に○をしてください。</p> <p>・普通食                      ・離乳食                      ・ミルク                      ・その他</p> <p>*アレルギー食が必要なお子様はお弁当やおやつを持参してください。</p>																					
投 薬	<p>病児保育室での投薬( あり ・ なし )</p> <p>処方</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p>																					
<p>診察日(令和 年 月 日)</p> <p>現時点では、病児保育事業の利用が可能なことを認めます。</p> <p>医療機関</p> <p>医 師 名</p> <p>住 所</p> <p style="text-align: right;">TEL</p>																						

(※) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施していない場合は、記載は不要です。

茨木市病児保育事業利用申込書

(提出先) 篠永医院附属病児保育室さうだーで

申込者住所 茨木市

(保護者) 氏名

緊急連絡先

次のとおり病児保育事業の利用を申し込みます。なお、病状急変の場合、保護者の責任のもとで、適切に対応します。

(フリガナ) 【児童名】	平成・令和 年 月 日生 男・女 ( 歳)
保育希望期間	月 日から 月 日までの 日間

病児保育を利用するときは、意見書を医療機関(小児科医等)で記入してもらい、保育所さうだーで受付に提出してください。意見書又は診察の結果、利用できない場合もあります。

【急変時の対応等】

- ・児童の病状が急変した場合は、直ちに保護者に連絡させていただきます。
- ・きわめて緊急性が高いと判断した場合は、医療行為を行います。その際は、診療費が別途必要になります。

様式第3号

茨木市病児保育事業意見書

これより下記は医療機関で記入して下さい。該当する疾病に○をしてください。

疾病等	<table border="0"> <tr> <td>1 インフルエンザ</td> <td>8 突発性発疹</td> <td>15 気管支炎</td> </tr> <tr> <td>2 水痘</td> <td>9 手足口病</td> <td>16 気管支喘息</td> </tr> <tr> <td>3 流行性耳下腺炎</td> <td>10 伝染性紅斑(りんご病)</td> <td>17 喘息性気管支炎</td> </tr> <tr> <td>4 溶連菌感染症</td> <td>11 感冒症候群</td> <td>18 中耳炎・外耳炎</td> </tr> <tr> <td>5 アデノウイルス感染症</td> <td>12 感冒性嘔吐症</td> <td>19 膿痂疹</td> </tr> <tr> <td>6 百日咳</td> <td>13 感染性胃腸炎</td> <td>20 その他( )</td> </tr> <tr> <td>7 ヘルパンギーナ</td> <td>14 咽頭炎・扁桃炎</td> <td></td> </tr> </table>	1 インフルエンザ	8 突発性発疹	15 気管支炎	2 水痘	9 手足口病	16 気管支喘息	3 流行性耳下腺炎	10 伝染性紅斑(りんご病)	17 喘息性気管支炎	4 溶連菌感染症	11 感冒症候群	18 中耳炎・外耳炎	5 アデノウイルス感染症	12 感冒性嘔吐症	19 膿痂疹	6 百日咳	13 感染性胃腸炎	20 その他( )	7 ヘルパンギーナ	14 咽頭炎・扁桃炎	
1 インフルエンザ	8 突発性発疹	15 気管支炎																				
2 水痘	9 手足口病	16 気管支喘息																				
3 流行性耳下腺炎	10 伝染性紅斑(りんご病)	17 喘息性気管支炎																				
4 溶連菌感染症	11 感冒症候群	18 中耳炎・外耳炎																				
5 アデノウイルス感染症	12 感冒性嘔吐症	19 膿痂疹																				
6 百日咳	13 感染性胃腸炎	20 その他( )																				
7 ヘルパンギーナ	14 咽頭炎・扁桃炎																					
	*上記の病気でも、隔離等の都合上利用できないこともあります。																					
新型コロナウイルス感染症検査結果(※)	①判定(・陽性 ・陰性) ②検査方法(・抗原検査 ・PCR検査 ・その他)																					
指示事項																						
食 事																						
投 薬	病児保育室での投薬( あり ・ なし ) 処方 1 2 3																					
診察日(令和 年 月 日)	現時点では、病児保育事業の利用が可能なことを認めます。																					
医療機関																						
医 師 名																						
住 所	Tel																					

(※) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施していない場合は、記載は不要です。